

(資料 1)

山梨県国民保護計画の変更（案）について

1 「国民保護に関する基本指針」の変更（H25.3.22）

- (1) 警報等の情報伝達の手段としてエムネット、Jアラートの追加（P 23ほか）
武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、情報通信手段として、「緊急情報ネットワークシステム（E m – N e t）」、「全国瞬時警報システム（J – A L E R T）」を、新たに追加する。

E m – N e t : 行政用専用回線で首相官邸から都道府県・市町村に緊急情報を迅速に伝達するための一斉同報システム。メッセージを強制的に配信側に送信して迅速・確実に情報を伝達

J アラート : 弹道ミサイル情報、大津波情報、緊急地震速報等の緊急情報を、人工衛星を用いて国から送信し、市町村の防災行政無線等を自動起動させるもので、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム

(2) 県域を越える住民の避難の調整（P 84）

避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、要避難地域の都道府県知事等は、避難先の都道府県知事等に対し、国民保護法第13条に基づき、事務の委託を行うことを、新たに追加する。

(3) 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難（P 85）

大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとることを、新たに追加する。

2 その他の変更

- (1) 避難住民に期待される行動として「防災行政無線のセット」が明記されていたが、避難住民の行動にそぐわないことから削除する。（P 71）